



接続約款変更届出書

東相制第14-00033号  
平成30年7月31日

総務大臣  
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゆくにしんじゆくさくらちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかしきがいしめ

東日本電信電話株式会社

いとうえ

代表取締役社長 井上

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表  
接続料金  
第1表 網使用料  
2 料金額  
2-11 その他の機能

(1)~(21) (略)		区分	単位	料金額	備考
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合 アイ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額 月額	828円 163円	

新

料金表  
接続料金  
第1表 網使用料  
2 料金額  
2-11 その他の機能

(1)~(21) (略)		区分	単位	料金額	備考
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合 アイ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額 月額	888円 185円	

附 則 (平成30年7月31日東相制第18-00033号)

この改正規定は、平成30年7月31日から実施し、平成30年4月1日に遡及して適用します。